議案第１０５号

渋川市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

渋川市長　星　名　建　市

渋川市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

渋川市法定外公共物の管理に関する条例（平成１８年渋川市条例第２０９号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表中備考以外の部分を次のように改める。

１　法定外公共物使用料（１年）

（単位：円）

種別		単位	使用料
農地		１平方メートル	６
宅地			１８０
植林採草地			６
第１種電柱		１本	５７０
第２種電柱			８８０
第３種電柱			１，２００
第１種電話柱			５１０
第２種電話柱			８２０
第３種電話柱			１，１００
その他の柱類			５１
鉄塔		１平方メートル	２００
諸管埋設	外径が０．０７メートル未満のもの	１メートル	２２
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		３１
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		４６

	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		６１
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		９２
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの		１２０
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの		２２０
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの		３１０
	外径が１メートル以上のもの		６１０
温泉湧出口		１施設	１６，０００
工作物（漁業）		１平方メートル	１３０
その他の工作物			１２０
原形占用（漁業を除く。）			6
ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む。）			５５
その他		その都度市長が定める額	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の渋川市法定外公共物の管理に関する条例第４条（以下「条例第４条」という。）の許可に係る使用料について適用し、施行日前の条例第４条の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する使用であって、使用の期間が１年以下であるものに係る使用料については、なお従前の例による。

理　由

　渋川市道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案

別表（第１５条関係）

１　法定外公共物使用料（１年）

（単位：円）

種別		単位	使用料
農地		１平方メートル	6
宅地			１８０
植林採草地			6
第１種電柱		１本	５７０
第２種電柱			８８０
第３種電柱			１，２００
第１種電話柱			５１０
第２種電話柱			８２０
第３種電話柱			１，１００
その他の柱類			５１
鉄塔		１平方メートル	２００
諸管埋設	外径が０．０７メートル未満のもの	１メートル	２２
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		３１
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		４６
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		６１
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		９２
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの		１２０
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの		２２０
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの		３１０

現　　行

別表（第１５条関係）

１　法定外公共物使用料（１年）

（単位：円）

種別		単位	使用料
農地		１平方メートル	6
宅地			１８０
植林採草地			6
第１種電柱		１本	４８０
第２種電柱			７３０
第３種電柱			９９０
第１種電話柱			４３０
第２種電話柱			６８０
第３種電話柱			９４０
その他の柱類			４３
鉄塔		１平方メートル	２００
諸管埋設	外径が０．０７メートル未満のもの	１メートル	１８
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		２６
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		３８
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		５１
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		７７
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの		１００
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの		１８０
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの		２６０

議案第１０５号参考資料

外径が１メートル以上のもの		６１０
温泉湧出口	１施設	１６，０００
工作物（漁業）	１平方メートル	１３０
その他の工作物		１２０
原形占用（漁業を除く。）		6
ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む。）		５５
その他	その都度市長が定める額	

備考　（略）

外径が１メートル以上のもの		５１０
温泉湧出口	１施設	１６，０００
工作物（漁業）	１平方メートル	１３０
その他の工作物		１２０
原形占用（漁業を除く。）		6
ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む。）		５５
その他	その都度市長が定める額	

備考　（略）